

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章

国際馬術連盟(F E I)は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、F E I馬スポーツ憲章を遵守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先され、決して競技の勝敗または商業的な影響を受けてはならないことに同意し、これを受け入れることを求めるものである。

1. 競技出場への準備段階や競技馬の調教段階のいずれの時点においても、馬のウェルフェアが他のどのような要求よりも優先されなければならない。そこには、馬の飼養管理、トレーニング、装蹄、馬装具、輸送などの良質で適切な対応が求められる。
2. 競技馬と選手は、競技参加適性と能力を備え、良好な健康状態にあることで初めて競技への出場が認められる。たとえば、薬物の使用、あるいは馬のウェルフェアや安全を脅かすような外科的処置を施すこと、または妊娠中の牝馬の使用や扶助の誤用は禁止されている。
3. 競技内容や競技環境が馬のウェルフェアを害するものであってはならない。そこで、競技場の環境、馬場の状態、天候、厩舎、競技場の安全性、競技会終了後に予定される馬輸送に向けた馬の健康状態などに十分な注意を払うことが必要である。
4. 競技終了後には馬の健康状態に十分留意し、また競技生活を引退する段階では人道的な扱いを受けられるよう最善の努力を払わなければならない。すなわち、適正な獣医療の提供や、競技での負傷や事故への対応、安楽死対策、引退後の対策などが課題となる。
5. F E Iは、馬スポーツに係わるすべての者に対して、その専門的知識に関する最高レベルの教育を身に付けるよう強く要請する。